

# 海 外

## 国 際 機 関

### ◇ OECD 閣僚理事会開催

OECD（経済協力開発機構）は4月11日・12日の両日、パリの本部において閣僚理事会を開催し、インフレなき持続的成長と雇用改善に向けての経済政策のあり方、貿易問題、発展途上国の経済関係等につき討議した。会議終了後に採択された共同声明の主要点は以下のとおり。

1. 一般経済情勢は過去2年間に、景気回復の輪が広がる一方、インフレ率が大幅に低下するなど顕著な改善をみている。しかしながら、(1)欧州諸国を中心とする根強い高失業、(2)国際金融情勢の不確実性、(3)保護貿易主義的圧力の増大、(4)発展途上国の経済困難といった相互に関連する問題がなお存続しており、これを早期に解決していくことが持続的成長の実現にとって必要であり、そのために各国が協調的アプローチをとることが不可欠である。

2. OECD 諸国は、自国の経済活動をさらに改善するとともに国際的な均衡を促すため、経済政策全般においては次の行動を優先してとるべきと考える。

- (1) 米国においては歳出抑制による財政赤字の大幅圧縮に向けて早急かつ明確な合意が形成されること、および米国内での保護主義的圧力の高まりを抑えること。
  - (2) 日本は大幅な経常黒字を削減すべく国内金融市場の規制緩和、輸入の促進等を図ること。
  - (3) その他の諸国では、国によって事情はやや異なるとしても、一般的には労働コストの抑制、財政赤字の削減、供給サイドの活力向上等の施策を講じること。
3. 高水準の雇用を回復することはOECD諸国の中心

的な政策目標の一つであり、その達成のためには、(1)企業の投資環境等の整備、(2)賃金の弾力化・労働力の流動化促進等労働市場の機能改善、(3)若年労働者の技能向上等を目指した構造調整政策を実施することも必要である。

4. 外国為替市場に対する協調介入は不安定な為替市場を鎮め、相場感の大幅な変動を抑えるうえで時には有効である。またOECD諸国は、開放的な多角的貿易体制を強化するとの決議案を再確認し、ガットにおける貿易交渉の新ラウンドができる限り早期に開始されるべきである旨合意した。

5. OECD 諸国は、現在多くの途上国で実施している国内調整政策の成功を容易にするような国際経済環境を確保する責任を有しており、途上国に対する貿易アクセスや援助資金のフローの改善等に努力することが重要である。

## 米 州 諸 国

### ◇米国連邦準備制度理事会、銀行等に対する自己資本比率ガイドラインを強化

米国連邦準備制度理事会(FRB)は4月18日、FRB加盟州法銀行および銀行持株会社に対する自己資本比率ガイドラインを強化する旨決定、発表した(5月15日以降実施)。

今次措置は、3月に発表された連邦通貨監督局(OCC)、連邦預金保険公社(FDIC)による措置と大枠では同様の内容となっている。

今次措置の概要は次のとおり。

#### 1. 自己資本比率

イ. 最低自己資本比率を以下のとおり引上げ(新しい比率はOCC、FDICの規制と同水準。また従来金融機関の規模により異なっていた比率も同様に一本化)。

対象銀行	旧ガイドライン		新ガイドライン	
	一次資本比率	総資本比率	一次資本比率	総資本比率
多国籍銀行 (総資産150億ドル超)	5.0%	5.5%	} 5.5%	} 6.0%
地方銀行 (同10億ドル超)	5.0	5.5		
地域銀行 (同10億ドル未満)	6.0	6.0		

(注) いずれも総資産の末残に対する比率。ただし、今回の改正により、銀行の場合は総資産の平残に対する比率に変更(この点は、OCC・FDIC決定と異なる点)。

ロ. なお、一次資本・総資本の定義は次のとおり。

一 次 資 本	総 資 本 <sup>(注)</sup>
普 通 株 非償還優先株 資本剰余金 未処分利益 資本準備金 転換権付証券 〔従来は、一次資本の20%までとされていたが、 今後は全額一次資本に算入する扱いとなった〕 連結子会社の少数株主持分 貸倒引当金	一次資本及び下記二次資本 〔償還優先株 劣後債及び無担保債〕

(注) 銀行の場合は、二次資本の合計は一次資本の50%以下でなければならないこととされている。

## 2. 規制運用の方法

- イ. 最低自己資本比率未達の金融機関は、本規制発効後90日以内に、その具体的な達成計画（FRBとしては1年～一年半以内に同比率が達成されるものと予想）を提出しなければならない。
- ロ. 総資本比率については次のようなゾーン分類を行い、この順序に従って検査および指導方法を強化していく。
- |                  |          |
|------------------|----------|
| ゾーン1 <適正資本>      | 7.0%超    |
| ゾーン2 <容認しうる資本水準> | 6.0～7.0% |
| ゾーン3 <過少資本>      | 6.0%未満   |
- ハ. なお、オフ・バランスシート・リスクや流動性の状況等を含め経営状態が好ましくない金融機関に対しては、上記比率を上回る自己資本比率を課すことがある。

## 欧 州 諸 国

### ◆ブンデスバンク、DM外債市場の自由化措置等を発表

1. ブンデスバンクは4月12日、DM外債市場の自由化措置等を発表した。その要旨以下のとおり。

#### (1) DM外債主幹事の開放(5月1日実施)

イ. 外国金融機関の在西ドイツ(西ベルリンを含む)現地法人に対してもDM外債(私募、公募を問わない)の引受主幹事となることを認める(従来は西ドイツの銀行のみに制限されていた)。ただし、その場合

当該現法の母国において西ドイツの銀行にも同様の取扱い(レシプロシティ)が認められていることが前提。

ロ. DMオプション付外債建債および利子支払または償還がDMで行われるいわゆる Dual Currency Bond の発行(これらは今回初めて発行解禁)に際しては西ドイツの銀行または在西ドイツ銀行現法を共同主幹事とすることを条件に外国の金融機関等が引受主幹事となることを認める。

ハ. これまでDM外債の起債調整を行ってきた中央資本市場委員会外債小委員会<sup>(注)</sup>を解散し、今後はDM外債の発行に当っては引受主幹事が発行計画・発行条件等を発行月の3営業日前までにブンデスバンクへ届出るだけで足りることとする(なお発行額200万DM未満の私募債については届出も不要)。

(注) 西ドイツの大手銀行6行で構成され、ブンデスバンクもオブザーバーとして参加していた。

ニ. なおDM外債の発行は従来どおり西ドイツ国内でのみ行われるものとする。また期間5年未満の公募債および同3年未満の私募債の発行は認めない。

#### (2) 債券発行形態の制限緩和

イ. DM建債の発行に際しては、新たにゼロ・クーポン債、フローティングレート・ノート、カレンシースワップ債等国際金融市場で考案され広く利用されている形態のものも新たに認める。

ロ. DM建金融市場証券(CDおよびMMF)は引き続き発行禁止。

2. なお今次措置に関しブンデスバンクでは次のような考え方を明らかにしている。

(1) 非居住者の国内債取得にかかる利子源泉税撤廃(59年11月号「要録」参照)により、西ドイツ債券市場と国際資本市場が一体化された。こうした内外市場の一体化が進むもとでブンデスバンクはDM外債主幹事を西ドイツに進出している外銀へも認めることが適当と判断した。また、フローティングレート・ノートやゼロクーポン債などの発行形態も認めることとしたが、こうした債券については、発行者・投資家の双方が自ら金利変動に伴うリスクを判断しなければならない。なお国内債については発行者・投資家とも採算を確定できる伝統的な固定金利物を引き続き選好することが予想される(同行84年年報)。

(2) ブンデスバンクとしては、金融イノベーションにつき留保条件なしにこれを認めるつもりはない。新種商

品は金融政策の効果を弱めない限りにおいてのみ認められるべきである(ペール総裁<5/7日ベルリン証券取引所300周年記念式典における講演>)。

#### ◇西ドイツ5大経済研究所、共同経済見通しを発表

西ドイツの5大経済研究所(ベルリン、Ifo、ハンブルク、エッセン、キールの各経済研究所)は4月29日、恒例の共同経済見通しおよび政策提言を発表した(通常春、秋の2回)。その要旨は以下のとおり。

##### 1. 経済見通し

西ドイツの景気は、輸出、設備投資の好伸を背景に85年は+2.5%と前年並みの経済成長を達成<sup>(注)</sup>、86年も同程度の成長が持続する見込み。すなわち輸出は米国景気拡大テンポのスローダウンから徐々に伸び率は鈍化しているものの、その他先進諸国の景気回復持続や価格競争力の強化から全体としてみると前年よりさらに伸びを高める見通し。また設備投資も企業収益の改善や金利の低下から事務・情報機器部門を中心に力強い拡大が予想される。これに対して、個人消費は賃金所得の増勢加速や早期退職制施行に伴う年金支払の増嵩(対象者数は約5万人と予想)が期待される反面、社会保障費の負担増等が見込まれることからかはかしい改善は期待薄。また、建設投資も構造的要因に加え、87年に予定されている税制優遇措置導入を眺めた住宅買控えの広範化もあって前年比減少となる公算。こうした状況下、雇用情勢についてみると、就業者数は若干増加に転じるとみられるものの、労働力人口がこれを上回る増加を続けることから失業者数は85年も微増の見込み(84年227万人→85年228万人)。

この間物価については、一部産業で本年4月より実施されている週労働時間短縮に伴うコストアップを懸念する向きがあるが、これらは大宗が企業の合理化努力によって吸収されるためその影響は軽微とみられ、全体として前年並みの上昇にとどまる見通し。また経常収支は、輸出の好伸を背景に前年(+177億マルク)に比べ黒字幅を一段と拡大する見込み(+300~350億マルク)。

(注) 85年の成長率見通しは経済専門委員会(3%)、政府の見通し(2.5%以上)に比しやや低目となっているが、これは個人消費および建設投資に対して慎重な見方を示していることが主因。

##### 2. 政策提言

(1) 経済成長過程を維持し、雇用情勢を改善するためには、現在86、88年の2段階に分けて実施が予定されて

いる所得税減税(約200億マルク)を86年に一括して実施すべきである。その際の財源は補助金のカットと税制優遇措置の撤廃によって確保することが望ましい。

(2) 雇用拡大を図るためには、既に高水準にあるにもかかわらず、さらに増加傾向にある健康・年金保険料等の賃金以外の労働コスト(Lohnnebenkosten)の抑制に努めることが是非とも必要である。また若年労働者の雇用機会を増やすために、行きすぎた雇用者保護政策(例えば出産後1年の育児期間後再雇用を保証するような制度)の見直しを進める必要がある。

(3) 金融政策面では、ブンデスバンクは中期的な潜在成長力に見合った通貨供給を行うべきであり、具体的には本年の目標帯(3~5%)の上限程度の通貨供給をめざすような政策運営が望まれる。ブンデスバンクがこの目標帯算定の前提としている潜在成長率(名目で+4%)は実現可能でかつ失業者数を減じるために必要な成長率よりも低いことを銘記すべきである。

#### ◇フランス、証券市場改革大綱を発表

1. ベレゴボフ経済財政予算相は4月1日、証券市場改革に関する大綱を発表した。その骨子は以下のとおり。

##### (1) 債券発行市場関係

イ. 主幹事行選択、シンジケート団組成に関する起債者側の決定権拡大

これまで経済財政予算省は企業(とくに公営企業)が起債を行う場合その企業のメインバンクが主幹事を務めるよう指導していたが、今後はこの指導を撤廃し、入札等により企業が自由に主幹事行を決定しうることとする(なお、入札条件等のダンピングにより中小銀行が不利益を蒙らないよう別途業界申し合せが定められる予定)。

##### ロ. 起債関係手数料体系の見直し

現行の起債関係手数料を以下のとおり改め、とくに一般企業の起債については起債当事者間の個別交渉に委ねることとする。

	現 行	改 正 後
一般企業債	2.5~3.0%	自由
公営企業債	1.75%	1.3~1.7%の間で個別に決定
国 債	0.7%	0.7~0.9%の間で個別に決定

##### ハ. 起債会への事前許可不要起債額の引上げ

起債会への事前許可不要起債額を従来の1企業当

り年間5億フラン以内から同10億フラン以内に引上げる(86年1月から実施)。

二. “グレイ・マーケット”取引に関する制限の撤廃  
従来取引所に上場される以前の取引(les échanges sur le “marché gris”)は価格維持の問題等から原則禁止となっていたが、今後はこれを容認する。

(2) 株式発行市場関係

増資手続を簡素化する(応募期間の短縮<現行30日→改正後2週間>)とともに現行の増資登録税(調達額の1%)を撤廃する。

(3) 有価証券流通市場関係

イ. 証券ブローカー等に対する自己勘定取引業務の容認

従来証券ブローカー等が自己勘定取引(opérations de contrepartie)を行うことは認めていなかったが、今後は証券ブローカーおよび銀行の出資による新会社(ロンドン市場のジョバーに相当、詳細は今後検討)がこれを行うことを認める。

ロ. 証券売買手数料の引上げ等

(イ) 売買手数料の最低単位引上げ等

証券ブローカー等の収益確保を図るため、売買手数料の最低単位を現行1件当たり2フランから同10フランに引上げる。

ただし、1件当たり60万フラン以上の債券売買については、大口取引推進の観点から、60万フランを超える部分についての売買手数料は免除することとする。

(ロ) 売買手数料還付率の引上げ

証券ブローカーは投資家の注文を取次いだ銀行<sup>(注)</sup>に対し、証券売買手数料の一定割合を還付するが、この還付率につき今後は以下のように改める。

小口売買 還付率40%<従来は27.5%>

{ 株式は2百万フラン以下 債券は10百万フラン以下 }	.....	{ うち5%は後述の市場近代化基金の原資として充当 }

大口売買

{ 株式は2百万フラン以上 債券は10百万フラン以上 }	.....	当事者間で自由に決定

(注) フランスでは投資家からの債券売買注文は銀行に寄せられる一方、銀行は取引所における売買に参加できないため、当該注文を証券ブローカーにつなぐのが一般的。

(4) 株式オプション取引の開始(時期等具体的な内容

は今後決定)

(5) 証券市場近代化基金の創設

市場取引にかかる決済の電算処理化推進のため証券市場近代化基金を創設する。

2. 今次証券市場改革大綱は、先のC Dの創設や金融先物市場の創設(4月号「要録」参照)等と同様「フランスの金融・資本市場の一層の活性化、近代化が必要」(ペレゴボワ経済財政予算相)との考え方から打出されたものであり、具体的には次の2点が主眼とされている。

(1) 証券ブローカーによる自己勘定取引業務への進出を認めること等により、市場の近代化・活性化を図り、これによってパリ証券市場の金融センターとしての地位を向上させること。

(2) 起債関係手数料決定、起債主幹事行選択等に関する自由度拡大により市場内での競争を促進し、企業等資金調達者の調達コストを軽減させること。

◆フランス、ユーロフラン債の発行再開を決定

フランス経済財政予算省は4月4日、81年以降事実上禁止していた<sup>(注)</sup>ユーロフラン債の発行を今後弾力的に認めていくこととし、とりあえずフランス企業による非居住者向けユーロフラン債発行制限を緩和する旨決定、発表した。

なお今次措置の背景につき、市場筋では以下の諸点を指摘している。

(1) 経常収支の大幅改善(83年中△338億フラン→84年中△3億フラン)等を映じて、このところフランス・フランがEMS内でも極めて堅調に推移していること。

(2) ペレゴボワ経済財政予算相は、かねてより金融・資本市場の近代化およびそれを通ずるフランス企業の資金調達効率化に積極的であること。

(3) フランスは以前からECUの利用促進を西ドイツ等に提唱していたが、同国はこれに応ずる前提として、フランスの為替管理の早期撤廃を求めていること。

(注) ユーロフラン債の発行については、ユーロフランがフラン投機の前資として用いられやすいこと等から、これまでも為替市場の動向に応じて当局による制限およびその緩和が繰返され、最近では81年5月の社会党政権誕生を嫌気したフラン暴落を機に事実上禁止の扱いとなっていた。

◆英国ロンドン証券取引所、取引所会員制度の改革案を発表

ロンドン証券取引所は3月20日、同取引所会員制度の

改革案を公表した。同取引所はすでに、84年2月に証券取引手数料の自由化方針を決定している(86年10月実施予定<昭和59年3月号「要録」参照>)ほか、同7月には株式売買仕法の改正案(昭和59年8月号「要録」参照)を、また同8月には債券売買仕法改正案<sup>(注)</sup>をまとめており、今回をもって英国証券取引所の改革案はすべて出揃ったこととなる。なお同取引所では、本改革案と株式・債券売買仕法改革案を来たる6月4日の会員総会に付議し、承認が得られれば来年中にも実施に移したい意向である。

(注) 債券売買仕法改正案は、英蘭銀行の国際流通市場改革案(「要録」別項参照)にそったもの。

本改革案の概要は以下のとおり。

- ① 86年3月以降非会員会社の会員会社(現在のジョバーおよびブローカー)に対する出資比率制限(現行29.9%)を撤廃(外部資本による会員会社の100%支配容認)。
- ② 各会員会社は会員株を50株以上保有することが必要(取引所理事会が特に認可する場合にはこの限りでない)。ただし外部資本参加比率が50%超の会員会社は、さらに50株を追加保有の要。なお複数の会員会社を保有する親会社は合計で100株保有すれば可。
- ③ 会員株の市場価格での譲渡可能(86年1月以降、これまでは譲渡不可)。なお、取引所では必要に応じ新会員株を追加発行する予定(1株の単価は当面2,000ポンド)。
- ④ 新たに証券取引所に参加しようとする者は50万ポンドを参加後5年以内に取引所に対し納付することが必要。なお証券取引所は、国債市場のマーケット・メーカー、マネーブローカー、ディーラー間ブローカーとして英蘭銀行が認めた先には会員資格を付与。
- ⑤ 外国資本に対しては、相互主義の観点から証券取引所への参加の可否を判断。

#### ◆英蘭銀行、オフバランスシート資産に対し自己資本規制を適用

英蘭銀行は4月3日、銀行のオフバランスシート資産のうち、NIF(Note Issuance Facilities)等については今後自己資本規制<sup>(注)</sup>(危険資産比率)の適用対象資産に加える旨決定、発表した。本措置は最近のこの種のオフバランスシート資産の急増に伴い銀行のファンディング・

リスクが高まっていること等にかんがみて採られたものである。

(注) 英蘭銀行では金融機関経営の健全性維持の観点から危険資産比率(risk asset ratio、損失発生危険性を有する資産に対する資本比率)について規制を実施(55年10月号「要録」参照)。

今次措置の概要は以下のとおり。

1. 危険資産比率規制の適用対象資産として次の定義に該当するオフバランスシート資産を加える。
  - (1) 銀行が企業・銀行等借手との間で、借手の発行する短期債(通常3~6か月満期のCDあるいは約束手形)を投資家に売りさばき、売残りが出た場合には自らそれを引受けることによってその借手の所要資金調達を事実上保証するという取極め(一般にNIFまたはRUF<Revolving Underwriting Facilities>と呼称されているもの)。
  - (2) また引受機関が借手に対し短期債発行以外の調達手段を選択しうることを認めた取極め(いわゆるMCF<Multi-component Facilities>)。
2. 比率算定上のこれらオフバランスシート資産の危険度は暫定的に0.5とする。なお今回これら資産の危険度を一律に設定したが、そもそも危険度は借手の信用度に応じ異なるのが筋であることから、この点については今後の検討課題とする。
3. 外銀の在英国支店については親当局が自己資本比率に関する責任を有していることにかんがみ規制の対象外となっているが、英蘭銀行としてはこれらの先からオフバランスシート取引の実態について報告を徴求するなど監視していく方針である。

#### ◆英蘭銀行、国債流通市場改革案を発表

英蘭銀行は4月12日、国債流通市場(Gilt-edged market)改革案をいわゆるwhite paperのかたちで発表した。本件はかねてより、同行が政府、ロンドン証券取引所と協力して検討を進めてきた英国証券市場改革の一環であり、昨年11月に上記市場改革に関する原案を提示し関係者から徴求したコメントをもとに修正を加え、今回最終案として発表したものである。

同改革案の概要は以下のとおり。

1. 単一資格制度(single capacity system)の廃止
 

従来のジョバー(jobber、自己勘定によりブローカーとのみ売買を行う<顧客との直接取引は不可>)とブローカー(broker、顧客の注文をジョバーにつなぐだけで

自己勘定による売買は行わない」とを分離した単一資格制度を廃止し(証券取引所による株式市場改革案<59年8月号「要録」参照>と同様)、米国流の「プライマリー・ディーラー制」を導入。

新市場の参加者は以下のとおり。

(1) マーケット・メーカー(market maker)

米国のプライマリー・ディーラーに相当するもので、取引所上場国債につき他のブローカー・ディーラーや一般顧客に対して、(イ)常時売買建値(流通量の少ないものについては気配値)を提示し、(ロ)自己勘定で売買に応じる等、いわゆるマーケット・メイクの義務を負うもの。

(2) ブローカー・ディーラー(broker dealer)

ブローカー業務およびディーリング業務の双方を行うことができる。ただしマーケット・メーカーのような恒常的マーケット・メイクの義務は負わない。

(3) ディーラー間ブローカー(Inter-dealer broker)

マーケット・メーカー間の国債売買仲介業務を行うもの<sup>(注)</sup>(米国や日本のブローカーズ・ブローカーに相当)。

(注) 現在マーケット・メーカーの役割を果たしているジョバー間では相対取引のみ行われており、ブローカーを仲介した取引は行われていない。

(4) 取引所マネー・ブローカー(Stock Exchange money broker)

マーケット・メーカーに対し資金や国債を貸出す役割を担うもの。

(5) 英 蘭 銀 行

従来特定のブローカー(マレンズ社)を通じて行ってきた長期国債オペおよび国債のタップ発行につき、新方式の下ではマーケット・メーカーとの直接取引のかたちで実施する。

2. 英 蘭 銀 行 による 監督・規制

(1) 上記市場参加者中、マーケット・メーカー、ディーラー間ブローカー、マネー・ブローカーについては英蘭銀行が選定する。その具体的手続は次のとおり。

イ. マーケット・メーカーになろうと希望する者は本年5月3日までに英蘭銀行に申請の要。英蘭銀行は個別協議のうえ6月中旬までに認可先リストを公表する予定。

ロ. ディーラー間ブローカーおよび取引所マネー・ブローカーになろうとする者はマーケット・メーカーのリスト公表後4週間以内に英蘭銀行に申請の要。

ハ. 上記イ、ロに基づき申請を提出しなかった者は、新市場発足後約1年間は市場に参加できない。

なお、上記選定に当たっての条件等は次のとおり。

イ. マーケット・メーカー等市場参加者はすべて証券取引所会員であること。

ロ. 英国資本と外国資本とを原則的には区別しないが、外国資本に対しては当該国において英国資本が同等の活動を認められているかどうかを考慮(いわゆるレシプロシティ原則の適用)。

ハ. 1企業が複数の市場参加者を傘下にもつことは可能であるが、会計上は別会社組織の形態をとる要。

(2) 規制措置等

イ. 自己資本充実…一律的な最低自己資本額といったものは設けないものの、各業者が業容に応じた自己資本を維持しているか否かを常時チェック(具体的には四半期ごとに英蘭銀行と業者間で協議)。

ロ. ポジション規制…保有債券の期間、種類等ごとのリスク・ウエイトに基づいて計算したポジションリスクを自己資本(capital base)の100倍以内に制限。

ハ. 信用リスクの監視…取引先の破たんにより契約の履行が困難となるなどのいわゆる信用リスクを常時チェック。

ニ. 各種報告書の徴求(日報、週報、月報、四半期報、年報)。

ホ. 英蘭銀行はこれら業者に対し必要に応じ直接貸出を行う。

## アジア諸国

### ◆韓国、預金銀行の経営基盤強化策を発表

韓国銀行は4月18日金融運営委員会を開催し、預金銀行(都市銀行、地方銀行等)の預金、貸出金利について以下の措置を決定した(実施は4月19日)。

① 期間3年超の高利回り定期積金(年利13%<従来は1、2、3年もののみ、金利は一律10%>預入限度額、1件当たり1,000万ウォン)および新型貯蓄預金(期間により6~12%<従来は一律6%>、預入限度額、1件当たり2,000万ウォン)の新設。

② 長期貸出上限金利の引上げ(10~11.5%→10~13.5%、ただし短期及び輸出金融は据置き)。

当局では「今次決定は、預金銀行の資金量増加と

やや信用の劣る企業に対する貸出の容易化を通じた預金銀行の経営基盤強化を目的としたもの」と説明している。

### 預金銀行の新金利体系

(年利・%)

	旧	新
(貸出金利)		
一般貸出		
短期金利	10~11.5	10~11.5
長期金利	10~11.5	10~13.5
輸出金融	10.0	10.0
(預金金利)		
定期積金		
1~3年	10.0	10.0
3年超	—	13.0
新型貯蓄預金	—	6~12

#### ◆香港、預貸金金利を引下げ

香港銀行協会は4月22日、銀行の預金金利の引下げを実施した。これに合わせて英系主力2行(香港上海銀行、チャータード銀行)は同日プライム・レートを引下げた(昨年8月以降10度目)。

—年利・%—

	旧	新
普通預金	4.0	3.5
定期預金		
3か月	5.0	4.5
6か月	5.0	4.5
1年	5.0	4.5
プライム・レート	9.5	9.0

### 共産圏諸国

#### ◆中国、1985年度国民経済・社会発展計画を決定

中国は3月27日から4月10日にかけて開催された第6期全国人民代表大会(わが国の国会に相当)第3回会議において1985年度(暦年)国民経済・社会発展計画を採択した。

同計画の内容をみると、84年実績に比べ総じて抑制的な内容となっているがこれは、国内経済体制改革と対外

経済開放政策を積極的かつ確実に推進しつつ国民経済主要部門のバランスのとれた成長を維持するとの基本路線達成のためには、「エネルギー、交通部門等の整備が遅れたままでの過度の増産目標はかえって経済効率の低下を招く」(宋平国家計画委員会主任)との認識に基づくもの。

中国当局では、昨年末以降の物価上昇や貿易収支赤字幅の拡大をながめ、同計画を達成するために、「①人民銀行の金融調節機能強化、②基本建設投資の抑制、③外貨管理の徹底、④財政・経済規律の引締め等の諸施策を実施する」(同)ことを明らかにしている。

### 85年度経済計画

	84年 (実績)	85年 (計画)		
		計 画	計 画	
農 業 生 産(前年比・%)	14.5	4.0	6.0	
鉱工業生産( " )	14.0	5.0	8.0	
基 本 建 設 投 資(億 円) <前年比・%>	735 < 23.8>	650 < 9.4>	800 < 8.8>	
財 政	歳 入(前年比・%)	17.3	7.2	4.8
	歳 出( " )	17.2	5.9	3.3
	収 支 尻(億 円)	▲ 50	▲ 30	▲ 30
貿 易	輸 出(億 円) <前年比・%>	244.4 < 10.1>	輸 入 総 額 < 2.4>	輸 入 総 額 < 5.3>
	輸 入(億 円) <前年比・%>	255.3 < 37.8>		
	収 支 尻(億 円)	10.9	n. a.	n. a.